# 参考資料集①

(育児介護等に対する配慮、ハラスメントの体制整備関係)

# 育児介護等に対する配慮

# 育児介護等に対する配慮に関する政令・指針事項

- 育児介護等に対する配慮に関する下位法令事項は、①義務の対象となる継続的業務委託の期間(政令事項)と、 ②特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な事項(告示事項)の2点となっている。
  - ※ 政令で定める期間よりも短い期間であったとしても、育児介護等配慮の努力義務はかかることとなる(法第13条第2項)。

#### ■特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)

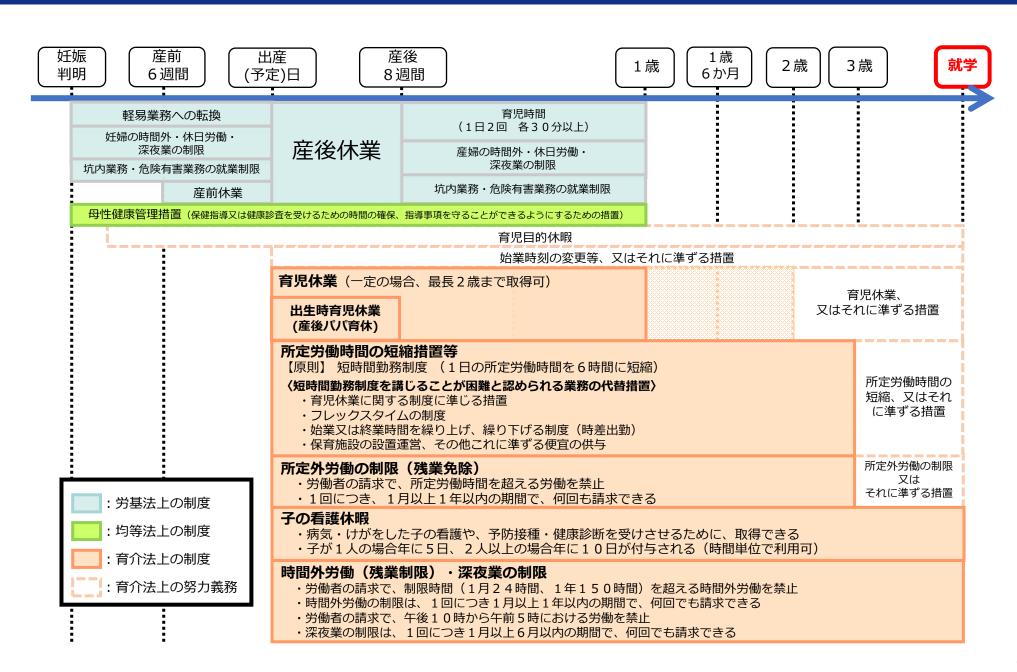
(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

- 第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託(政令で定める期間以上の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。)に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。)の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が妊娠、出産若しくは育児又は介護(以下この条において「育児介護等」という。)と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。
- 2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

#### (指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために<u>必要な指針</u>を公表するものとする。

# 労働者の妊娠・出産・育児期の両立支援制度(子の範囲)



# 他法令における「配慮」の例①(労働者の配置に関する配慮)

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

(労働者の配置に関する配慮)

第二十六条 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、 当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

- ■子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針(平成二十一年十二月二十八日号外厚生労働省告示第五百九号)
- 十五 法第二十六条の規定により、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合に おいて、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮するに当たっての事項

配慮することの内容としては、例えば、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況を把握すること、労働者本人の 意向をしんしゃくすること、配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをした場合の子の養育又は家族の介護の代替手段 の有無の確認を行うこと等があること。

# 他法令における「配慮」の例②(障害者の合理的配慮)

■障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

- 第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募 集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼす こととなるときは、この限りでない。
- 第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
- 第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。
- 2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- ■合理的配慮指針(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針)
- 1 募集及び採用時における合理的配慮の提供について
- (1) 障害者からの合理的配慮の申出

募集及び採用時における合理的配慮が必要な障害者は、事業主に対して、募集及び採用に当たって支障となっている事情及びその改善のために希望する措置の内容を申し出ること。その際、障害者が希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となっている事情を明らかにすることで足りること。なお、合理的配慮に係る措置の内容によっては準備に一定の時間がかかる場合があることから、障害者には、面接日等までの間に時間的余裕をもって事業主に申し出ることが求められること。

(2) 合理的配慮に係る措置の内容に関する話合い

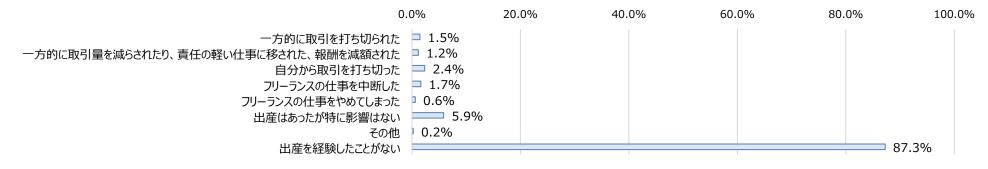
事業主は、障害者からの合理的配慮に関する事業主への申出を受けた場合であって、募集及び採用に当たって支障となっている事情が確認された場合、合理的配慮としてどのような措置を講ずるかについて当該障害者と話合いを行うこと。なお、障害者が希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、事業主は実施可能な措置を示し、当該障害者と話合いを行うこと。

(3) 合理的配慮の確定

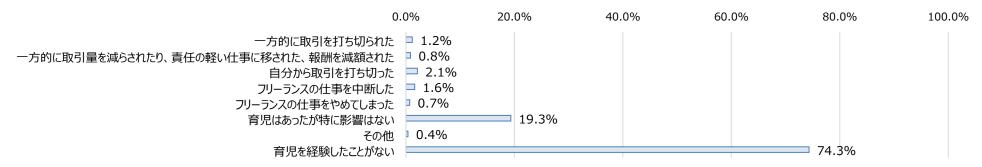
合理的配慮の提供義務を負う事業主は、障害者との話合いを踏まえ、その意向を十分に尊重しつつ、具体的にどのような措置を講ずるかを検討し、講ずることとした措置の内容又は当該障害者から申出があった具体的な措置が過重な負担に当たると判断した場合には、当該措置を実施できないことを当該障害者に伝えること。その検討及び実施に際して、過重な負担にならない範囲で、募集及び採用に当たって支障となっている事情等を改善する合理的配慮に係る措置が複数あるとき、事業主が、障害者との話合いの下、その意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置を講ずることは差し支えないこと。また、障害者が希望する合理的配慮に係る措置が過重な負担であったとき、事業主は、当該障害者との話合いの下、その意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮に係る措置を講ずること。講ずることとした措置の内容等を障害者に伝える際、当該障害者からの求めに応じて、当該措置を講ずることとした理由又は当該措置を実施できない理由を説明すること。

# 出産・育児・介護に伴う仕事の制約による取引の影響

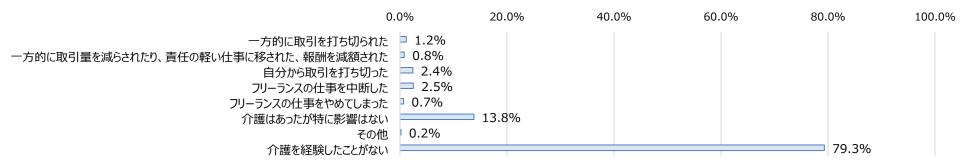
#### これまで、出産に伴う仕事の制約より、取引にどのような影響がありましたか。当てはまるもの全てを選んでください。<複数回答可>



#### これまで、育児に伴う仕事の制約より、取引にどのような影響がありましたか。当てはまるもの全てを選んでください。<複数回答可>



#### これまで、介護に伴う仕事の制約より、取引にどのような影響がありましたか。当てはまるもの全てを選んでください。<複数回答可>

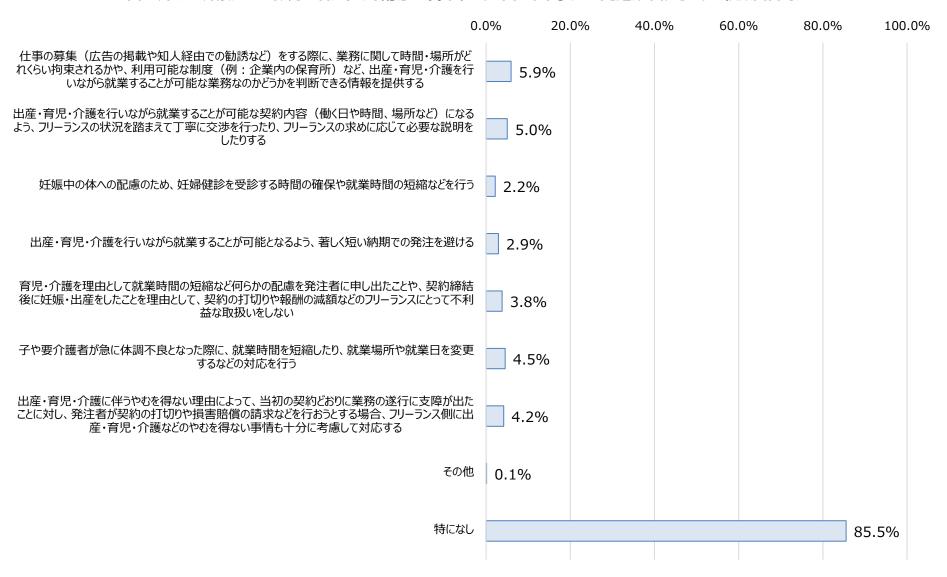


(資料出所) 内閣官房新しい資本主義実現会議事務局・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁「令和4年度フリーランス実態調査結果」

- ・調査時期・方法:令和4年8月26日~8月31日にWEBモニターを用いたインターネット調査により実施。
- ・調査対象・集計数:本業又は副業において自身で事業等を営んでおり、同居の家族を除き従業員を雇用していない個人事業主を対象に2,199名が回答。

# 育児・介護等について求める配慮(令和4年度調査)

#### 出産、育児・介護について、発注者に求める配慮はありますか。当てはまるもの全てを選んでください。<複数回答可>

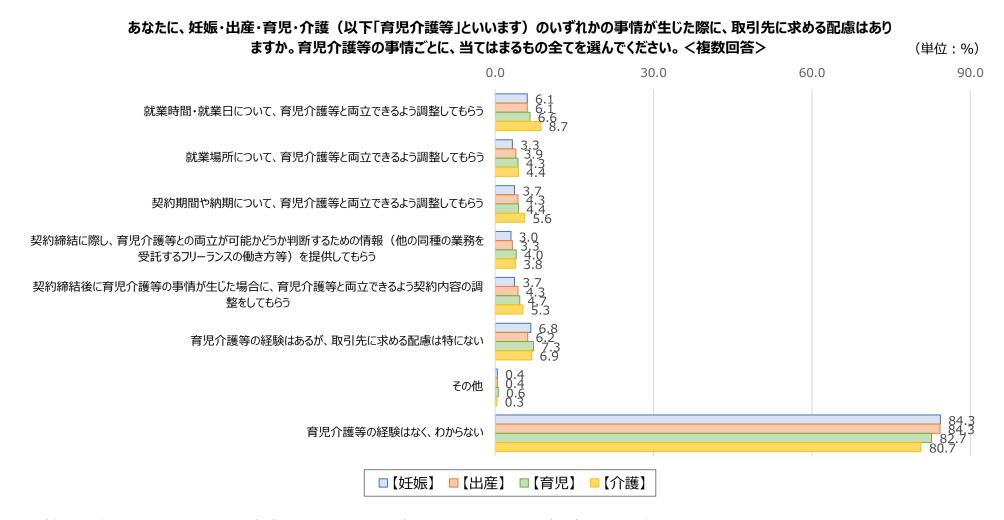


(資料出所) 内閣官房新しい資本主義実現会議事務局・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁「令和4年度フリーランス実態調査結果」

- ・調査時期・方法:令和4年8月26日~8月31日にWEBモニターを用いたインターネット調査により実施。
- ・調査対象・集計数:本業又は副業において自身で事業等を営んでおり、同居の家族を除き従業員を雇用していない個人事業主を対象に2,199名が回答。

# 育児・介護等について求める配慮(令和5年度調査)

○ 妊娠・出産・育児・介護(育児介護等)に関して取引先に求める配慮をそれぞれ聞いたところ、「育児介護等の経験はなく、わからない」を除くと、「育児介護等の経験はあるが、取引先に求める配慮は特にない」が6.2~7.3%、「就業時間・就業日について、育児介護等と両立できるよう調整してもらう」が6.1%~8.7%となっている。

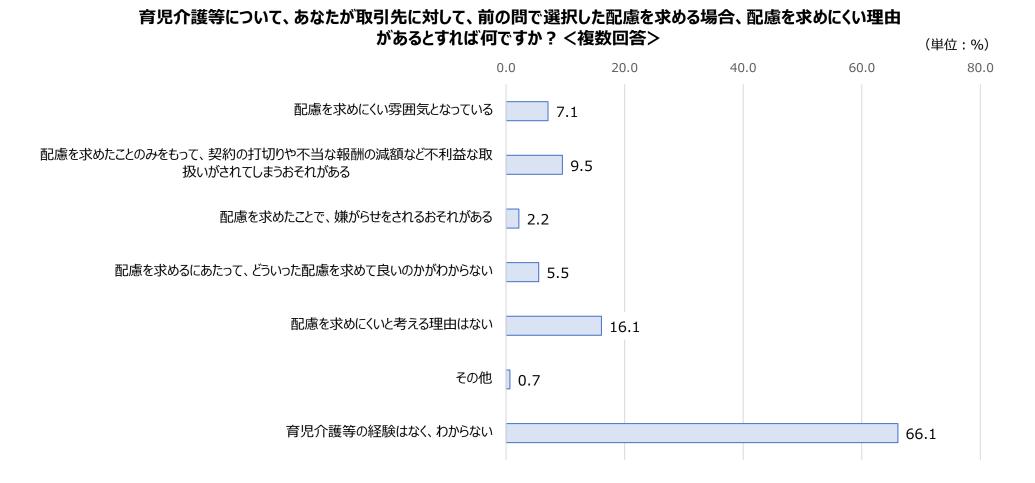


(資料出所) 公正取引委員会・厚生労働省「フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査」(令和5年度)

- ・調査時期・手法:令和5年9月22日~9月27日にWEBモニターを用いたインターネット調査により実施
- ・調査対象・回答数: フリーランス(※)を対象として1,200名が回答
- (※) ①フリーランス(企業や団体から業務委託を受けている場合を含む。)、②主な取引先が企業又は自営業主(従業員あり)である、③従業員を雇用していない、という3要件を満たす者

# 育児介護等の配慮を求めにくい理由

○ 育児介護等の配慮を求めにくい理由について聞いたところ、「育児介護等の経験はなく、わからない」が66.1%、「配慮を求めにくいと考える理由はない」が16.1%、「配慮を求めたことのみをもって、契約の打切りや不当な報酬の減額など不利益な取扱いがされてしまうおそれがある」が9.5%、「配慮を求めにくい雰囲気となっている」が7.1%となっている。



(資料出所)公正取引委員会・厚生労働省「フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査」(令和5年度)

- ・調査時期・手法:令和5年9月22日~9月27日にWEBモニターを用いたインターネット調査により実施
- 調査対象・回答数: フリーランス(※)を対象として1,200名が回答
- (※) ①フリーランス(企業や団体から業務委託を受けている場合を含む。)、②主な取引先が企業又は自営業主(従業員あり)である、③従業員を雇用していない、という3要件を満たす者

# ハラスメントの体制整備

# ハラスメントの体制整備に関する省令・指針事項

○ ハラスメントの体制整備に関する下位法令事項は、①妊娠・出産等ハラスメントとなる言動の対象範囲(省令事項) と、②特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な事項(告示事項)の2点となっている。

#### ■特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

- 第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる 次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するため に必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
  - 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務 従事者の就業環境を害すること。
  - 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって<u>厚生労働省令で定めるもの</u>に関する言動によりその者の就業環境を害すること。
  - 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

#### (指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために<u>必要な指針</u>を公表するものとする。

# フリーランス法と均等法・労推法の比較(ハラスメント関係)

#### 業務委託に関して行われる ハラスメント

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して 講ずべき措置等)

- 第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し<u>当該業務委託に関して行われる</u>次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由で あって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその 者の就業環境を害すること。
- 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務 委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を 超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害す ること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

#### (指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、 特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針 を公表するものとする。

#### 職場における セクシュアルハラスメント

#### 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律(昭 和47年法律第113号)

(職場における性的な言動に起因する 問題に関する雇用管理上の措置等)

- 第十一条 事業主は、職場において行 <u>われる</u>性的な言動に対するその雇用 する労働者の対応により当該労働者 がその労働条件につき不利益を受け、 又は当該性的な言動により当該労 働者の就業環境が害されることのな いよう、当該労働者からの相談に応じ、 適切に対応するために必要な体制の 整備その他の雇用管理上必要な措 置を講じなければならない。
- 2 事業主は、労働者が前項の相談を 行つたこと又は事業主による当該相 談への対応に協力した際に事実を述 べたことを理由として、当該労働者に 対して解雇その他不利益な取扱いを してはならない。
- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に 基づき事業主が講ずべき措置等に関 して、その適切かつ有効な実施を図る ために必要な指針(次項において 「指針」という。)を定めるものとする。

5 (略)

# 職場における

妊娠・出産等に関するハラスメント

#### 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律(昭 和47年法律第113号)

(職場における妊娠、出産等に関する 言動に起因する問題に関する雇用管理 トの措置等)

- 第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 第十一条第二項の規定は、労働者 が前項の相談を行い、又は事業主に よる当該相談への対応に協力した際 に事実を述べた場合について準用す る。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に 基づき事業主が講ずべき措置等に関 して、その適切かつ有効な実施を図 るために必要な指針(次項において 「指針」という。)を定めるものとする。
- 4 (略)

#### 職場における パワーハラスメント

労働施策の総合的な推進並び に労働者の雇用の安定及び職 業生活の充実等に関する法律 (昭和41年法律第132号

(雇用管理上の措置等)

- 第三十条の二 事業主は、<u>職場</u> <u>において行われる</u>優越的な関係を背景とした言動であつて、 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業主は、労働者が前項の 相談を行つたこと又は事業主 による当該相談への対応に 協力した際に事実を述べたこ とを理由として、当該労働者 に対して解雇その他不利益 な取扱いをしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の 規定に基づき事業主が講ず べき措置等に関して、その適 切かつ有効な実施を図るため に必要な指針(以下この条 において「指針」という。)を 定めるものとする。

4~6 (略)

# 均等法における妊娠・出産等ハラスメントの類型(省令事項)

- 均等法においても、フリーランス法同様に妊娠・出産等ハラスメントの対象となる事由については省令事項となっており、①「状態への嫌がらせ型」と、②「制度等の利用への嫌がらせ型」の2類型が存在している。
  - ■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の<u>妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるもの</u>に関する<u>言動</u>により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 2~4 (略)

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号)

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由)

第二条の二 法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

#### 状態への 嫌がらせ型

制度等の

利用への

嫌がらせ型

- 一 妊娠したこと。
- 二 出産したこと。
- 三 法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。※母性健康管理措置
- 四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十四条の二第一号若しくは第六十四条の三第一項の規定により業務に 就くことができず、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかつたこと又は同法第六十四条の二第一号若しくは女性労働基準規則 (昭和六十一年労働省令第三号)第二条第二項の規定による申出をし、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかつたこと。

#### ※坑内業務及び危険有害業務の就業制限

- 五 労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、若しくは同項の規定による休業をしたこと又は同条第二項の規定により就業できず、若しくは同項の規定による休業をしたこと。※産前産後休業
- 六 労働基準法第六十五条第三項の規定による請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。
- 七 労働基準法第六十六条第一項の規定による請求をし、若しくは同項の規定により一週間について同法第三十二条第一項の労働時間若しくは一日について同条第二項の労働時間を超えて労働しなかつたこと、同法第六十六条第二項の規定による請求をし、若しくは同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日に労働しなかつたこと又は同法第六十六条第三項の規定による請求をし、若しくは同項の規定により深夜業をしなかつたこと。※時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限等
- 八 労働基準法第六十七条第一項の規定による請求をし、又は同条第二項の規定による育児時間を取得したこと。

#### |状態への 嫌がらせ型

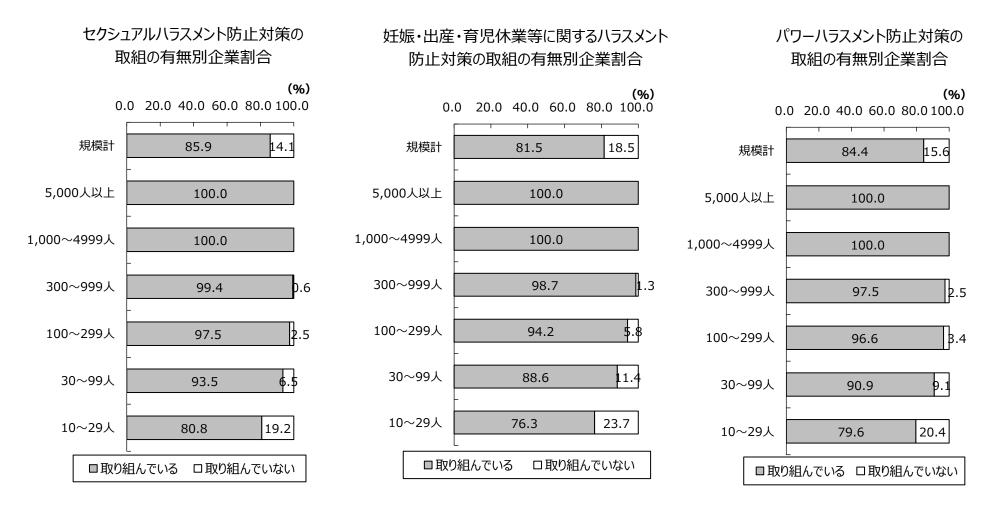
九、妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

# 職場におけるハラスメントの行為主体と対象の整理

	ハラスメントの 主体	ハラスメントの 対象者	セクシュアル ハラスメント	パワー ハラスメント	妊娠・出産等 ハラスメント		
職場内の関係	事業主·労働者 (上司·同僚等)	労働者	講ずべき措置 ※方針の明確化・周知啓発、相談体制の整備、事後の迅速・適切な対応				
職場外との関係	取引先·顧客等 ⇒	労働者	講ずべき措置 ※相談体制の整備、 事後の迅速・適切な対 応	望ましい取組 ※相談体制の整備、 事後の迅速・適切な対 応	_		

# 職場における各ハラスメント防止対策に取り組んでいる企業割合(令和4年度)

○ 各ハラスメント防止対策に取り組んでいる企業割合は、セクシュアルハラスメント防止対策が85.9%(令和3年度78.5%)、 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策が81.5%(同69.1%)、パワーハラスメント防止対策が84.4% (同75.3%)となっている。



資料出所:厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」

<sup>(</sup>注) 調査の実施時期は原則として令和4年10月1日現在の状況について、令和4年10月1日から10月31日までの間に実施。 調査対象:「企業調査」は常用労働者を10人以上雇用している全国の民営企業から無作為抽出した 6,000企業であり、うち3,096企業から有効回答を得た。有効回答率は51.6%。

# 取引先の従業員等からのハラスメントの経験の有無と行為者

) 取引先の従業員等からのハラスメントの経験の有無について聞いたところ、「特に経験したことはない」が89.8%、「パワハラ(身体的な攻撃、 - 精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、個の侵害)」が次いで多く7.1%ととなっている。

#### Q1. あなたは取引先の従業員等からハラスメントを受けたことがありますか。 〈複数回答〉

#### Q2. 受けたことがある場合、それは誰からの行為でしたか。 <複数回答>

	合計		2 事業担 当者	3 1·2以 外で、仕事 現場等で 一緒に働く 発注者の 従業員	(仕事上		6 上記以 外の者
セクハラ(取引先の従業員等からの性的な言動に対するあなたの反応を理由として 仕事上で不利益を受けるなどしたもの) ※具体例:取引先の従業員等からの性的な要求やプライベートな食事の誘いを断ったことを 理由として契約打切り・報酬減額等の不利益を受けた。	1.2%	35.7%	42.9%	28.6%	35.7%	28.6%	28.6%
セクハラ(取引先の従業員等の性的な言動によって就業環境が不快なものとなり、 あなたの業務の遂行に悪影響が生じるなどしたもの) ※具体例:同じ事業所内で働く従業員等から体に触られたり、メールで個人の性に関する ことを聞かれたりするなどして業務の遂行に悪影響が生じた。	1.9%	39.1%	26.1%	26.1%	30.4%	26.1%	21.7%
パワハラ(身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、個の侵害) ※具体例:業務の遂行に関連して以下の行為をされる。 ・殴打、足蹴り、物を投げつけられる。 ・人格を否定するようなことを言われる。 ・集団で無視をし、孤立させられる。	7.1%	 28.2%	40.0%	40.0%	15.3%	31.8%	12.9%
マタハラ(妊娠・出産に関する言動によってあなたの就業環境が害されるもの) ※具体例:妊娠等したことについて悪口を言われるなどし、業務を行いづらくなった。	0.2%	100.0%	-	-	_	-	-
その他の嫌がらせ行為があった	1.5%	 33.3%	44.4%	22.2%	-	22.2%	5.6%

89.8%

※マタハラの行為者の割合については、サンプル数が少ないため、参考値。

(資料出所)公正取引委員会・厚生労働省「フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査」(令和5年度)

- ・調査時期・手法: 令和5年9月22日~9月27日にWEBモニターを用いたインターネット調査により実施
- 調査対象・回答数: フリーランス(※)を対象として1,200名が回答

特に経験したことはない

(※) ①フリーランス(企業や団体から業務委託を受けている場合を含む。)、②主な取引先が企業又は自営業主(従業員あり)である、③従業員を雇用していない、という3要件を満たす者

# (参考) 第1回検討会資料

	政令	省令	告示(指針)
①募集情報の 的確表示 (第12条)	・的確表示義務の対象となる 募集情報の事項	・的確表示義務の対象となる 募集情報の提供方法	・特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
②育児介護等に 対する配慮 (第13条)	・配慮義務の対象となる 継続的業務委託の期間 (第16条と同じ)	_	・特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
③ハラスメント対策に 係る体制整備 (第14条)	<del>-</del>	・妊娠・出産等に関するハラスメ ントとなる言動の対象事由	・特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
④中途解除等の 事前予告・理由開示 (第16条)	・事前予告義務等の対象となる 継続的業務委託の期間 (第13条と同じ)	・事前予告の方法・例外事由・理由開示の方法・例外事由	_
⑤厚生労働大臣の 権限の委任 (第23条)	_	・労働局長への委任事項	_

#### 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

#### 概要

#### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1)「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。「第2条第1項]
- (2)「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。「第2条第2項]
- (3)「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。「第2条第3項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。「第2条第6項]
  - ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

#### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の 内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものと する。「第3条]
  - ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行う ときについても同様とする。
- (2)特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)[第4条]
- (3)特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、
  - ①~⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

#### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2)特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間 以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じ て必要な配慮をしなければならないものとする。「第13条]
- (3)特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な 体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等 の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。 「第16条]

#### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18~第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。「第24条、第25条」

#### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。 「第21条]

#### 施行期日

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務 委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業 務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 個人であって、従業員を使用しないもの
  - 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。) がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- 2 この法律において「特定受託業務従事者とは、特定受託事業者である前項第一号に掲げる個人及び特定受託事業者である同項第二号に掲げる法人の代表者をいう。
- 3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造(加工を含む。)又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。)。
- 4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 プログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)
- 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
- 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。
- 6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 個人であって、従業員を使用するもの
- 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの
- 7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付(第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供を すること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。)に対し支払うべき代金をいう。

#### 第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

#### (特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

- 第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。
- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、 遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

#### (報酬の支払期日等)

- 第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検 査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日(第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者 から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。)から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定め られたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者(以下この項及び第六項において「元委託者」という。)から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務(以下この項及び第六項において「元委託業務」という。)の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合(前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日(以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。)その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。)には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託 事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日(第三項の場合にあっては、三十日)以内に報酬を支払わなければ ならない。
- 6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資 材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

#### (特定業務委託事業者の遵守事項)

- 第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託(政令で定める期間以上の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上 継続して行うこととなるものを含む。)に限る。以下この条において同じ。)をした場合は、次に掲げる行為(第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号 及び第三号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。
  - 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
- 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を 強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
  - 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後(第二条第三項第二号に該当する 業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後)に給付をやり直させること。

#### (申出等)

- 第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱2 いをしてはならない。

#### (中小企業庁長官の請求)

- 第七条 中小企業庁長官は、業務委託事業者について、第三条の規定に違反したかどうか又は前条第三項の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公 正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 中小企業庁長官は、特定業務委託事業者について、第四条第五項若しくは第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)若しくは第二項の規定に違反したかどうか又は同条第 一項(同号に係る部分に限る。)の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを 求めることができる。

#### (勧告)

- 第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の 規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに 特定受託事業者の給付を受領すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第二項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに当該特定受託事業者の利益を保護 するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 6 公正取引委員会は、業務委託事業者が第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに不利益な取扱いをやめるべきことその他必要 な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (命令)

- 第九条 公正取引委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置 をとるべきことを命ずることができる。
- 2 公正取引委員会は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

#### (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の準用)

第十条 前条第一項の規定による命令をする場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第六十一条、第六十五条 第一項及び第二項、第六十六条、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十条の十二、第七十六条、第七十七条、第八十五条(第一号に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。

#### (報告及び検査)

- 第十一条 中小企業庁長官は、第七条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し 報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 公正取引委員会は、第八条及び第九条第一項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務 委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

#### (募集情報の的確な表示)

- 第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により、 その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報(業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。)を提供するときは、当該情報に ついて虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
- 2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

#### (妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

- 第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託(政令で定める期間以上の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行う こととなるものを含む。)に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。)の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者 (当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が妊娠、出産若しくは育児又は介護(以下この条において「育児介護等」という。)と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。
- 2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

#### (業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

- 第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況 に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。
- 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その 者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

#### (指針)

第十五条 厚牛労働大臣は、前三条に定める事項に関い、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

#### (解除等の予告)

- 第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。)をしようとする場合には、当該契約の 相手方である特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 特定受託事業者が、前項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業 務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他 の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

#### (申出等)

- 第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出 て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければ ならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

#### (勧告)

第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該 特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (命令等)

- 第十九条 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告(第十四条に係るものを除く。)を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた 者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告(第十四条に係るものに限る。)を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (報告及び検査)

- 第二十条 厚生労働大臣は、第十八条(第十四条に係る部分を除く。)及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の 関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 厚生労働大臣は、第十八条(第十四条に係る部分に限る。)及び前条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。
- 3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

#### 第四章 雑則

#### (特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備)

第二十一条 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (指導及び助言)

第二十二条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

#### (厚牛労働大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第五章 罰則

- 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第九条第一項又は第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十一条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対して同条の刑を科する。
- 第二十六条第二十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

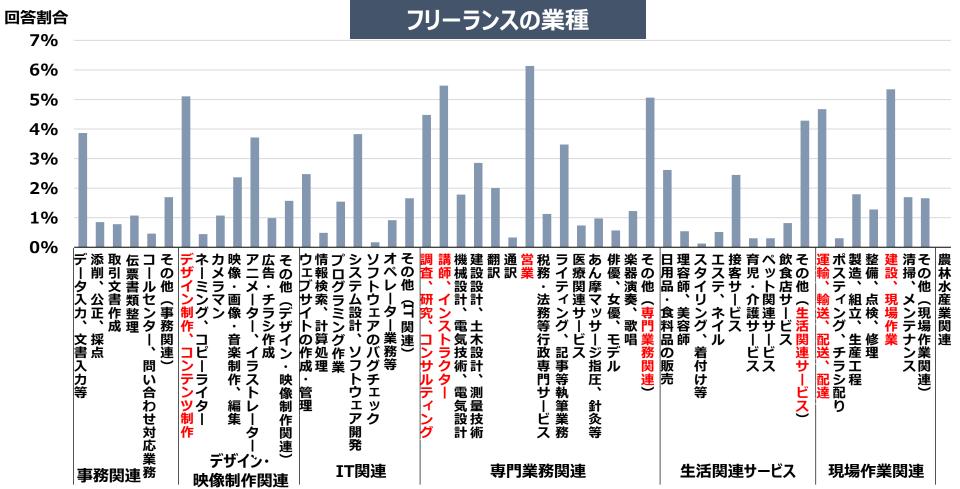
#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されている(2020年、内閣官房)。
- 営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、配送・配達など多様な業種でフリーランスとして働かれている実態がある(2021年)。



- (注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者(農林水産従事者は除く)」と定義。 「あなたの具体的な仕事内容として最も近いものをお答えください。」(単一回答)という設問への回答を集計(回答数:7,188)。
- (出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日 8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」を基に作成。